

「にいがたを贈ろう！農水産物産地直送支援補助金」

Q&A

【1. 対象品目】

① 補助の対象となる品目 どのようなものか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新潟市内で生産された「果物」「えだまめ」「水産物」で、「水産物」を除き加工品は含まない。 ➤ 「水産物」は、それが原材料である加工品も対象とする。 ➤ なお、これらの品目であっても、購入価格が1回につき3,000円(税込)を超えない場合は、対象外とする。
② 果物について、要綱上に記載されているもの以外でもよいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 要綱では市内で主に生産されている品目について記載しており、それ以外の果物であっても、市内産であることが明らかかな場合は対象となる。
③ カットフルーツや干し柿なども対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ カットフルーツや干し柿などは加工品に区分されるため、対象外とする。
④ 冷凍枝豆は対象となるか【7/10 追加】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 冷凍枝豆は加工品に区分されるため、対象外とする。
⑤ 果物について、「すいか」や「メロン」、「いちご」分類上、野菜になるのではないか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 一般的に「野菜」と「果物」を区別する場合、①生産・収穫形態で区別する方法と、②食べ方で区別する方法の2通りがあり、今回は一般消費者がわかりやすいよう、②の分類方法により区別される「果物」とする。 ➤ また、一般的にスーパーや青果店等でフルーツコーナーに陳列される品について「果物」とする。
⑥ 水産物について、市内産であるとはどういうものを指すのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 新潟漁業協同組合に登録した市内漁業者が水揚げした水産物が対象となる。(新潟漁業協同組合新潟支所「地方卸売市場開設者」で競売にかけられた市内漁業者水揚げの水産物など)。 ➤ 店頭においては、市内産である旨を知らせる表示や、陳列棚に仕切りを入れるなど他産地品と区別し、消費者がわかりやすい陳列に努めること。
⑦ 水産物について、加工品とはどのあたりまでを指すのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市内産水産物を原料とした加工品とする。 塩蔵品、干物、焼き物、真空パック等を想定。

<p>⑧ 水産物加工品では砂糖、塩、醤油などの調味料も市内産でないとダメか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 加工品の主たる原材料(水産物)が新潟市産であれば、加工をするための調味料などは市内産でなくとも構わない。</p>
<p>⑨ 対象品目を組み合わせた(混載した)ものでもよいか</p>	<p>➤ 対象品目を組み合わせた(混載した)ものでも、合計の価格が3,000円以上(税込)となる場合は対象となる。</p>
<p>⑩ 対象品目とそれ以外の品目の購入金額の合計が3,000円(税込)の場合、補助の対象になるか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 対象品目のみで購入金額の合計が3,000円以上(税込)であることが確認できれば、対象品目以外の商品が含まれていたとしても補助の対象とする。</p>
<p>⑪ セット販売ではなく、客自身が商品を選んで会計し、箱詰めしたものを店舗から配送する場合は補助の対象となるか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 対象となる。ただし、そこに含まれる対象品目の購入金額の合計が3,000円以上(税込)となることが条件。</p>
<p>⑫ 100%市内産のものだけでないとダメか</p>	<p>➤ 100%市内産のものに限る。 ➤ 商品の一部に市内産以外のものが入っている場合は、市内産だけで3,000円を超えるものであれば対象となる。</p>
<p>⑬ 市内産かわからない場合はどうすればいいか</p>	<p>➤ 市内産であることが確認できない場合は対象外とする。</p>
<p>⑭ 知り合いの生産者から無料で提供を受けた農水産物を販売した場合も対象となるか</p>	<p>➤ 補助事業者が市場や生産者等から仕入れて市民向けに販売する商品に限るものとし、無償提供など対価なく調達したものは対象外とする。 ➤ ただし、補助事業者が生産者であり、自らが生産した商品についてはこの限りではない。(生産コストがかかっている＝無償ではないため)</p>
<p>⑮ 対象品目が枝豆、果物、水産物と限られている理由は何か【7/10 追加】</p>	<p>➤ 新型コロナウイルス感染症の影響によるイベントの中止や飲食店の利用が低迷する中で、「枝豆」、「果物」、「水産物」の消費の落ち込みが懸念されており、業界団体からも販促支援の要望があったことから、これらの品目を対象とした。</p>

<p>⑫ 実施計画書に記載されていない品目が、実績報告段階で追加になったとしても、補助の対象となり得るか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 実施計画書は計画段階の主な品目を記載していただくものであり、実績報告段階で追加になったとしても補助の対象となる。</p>
---	---

【2. 事業実施主体】

<p>① 補助の対象となる事業実施主体はどのようなものか</p>	<p>➤ 次のすべてを満たす事業者が補助の対象となる。</p> <p>➤ 市内に事業所を有する農業者および農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者等</p> <p>➤ 市内に一般消費者向けの農水産物直売所等の店舗を有し、またはオンラインによる販売を行っている事業者</p> <p>➤ 市内産の対象品目の取り扱いがあり、補助事業の実施期間中に一般消費者が対象品目を購入した際に、配送サービスの無料対応もしくは割引対応を行うこと。</p>
<p>② 農業者および農業生産法人、農業協同組合、漁業協同組合、水産物取扱業者以外は対象にならないのか</p>	<p>➤ 対象品目を販売し、配送サービスを行っている市内の百貨店や量販店なども、要件を満たせば対象となりうる。</p>
<p>③ 顧客宅を訪問し軒先で注文を取る訪問販売は対象となるか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 本事業は実店舗やオンラインショップなどで販売したものを対象にしているため、訪問販売は対象外。</p>

【補助対象経費】

<p>① 補助の対象となる経費はどこまでか</p>	<p>➤ 事業の実施期間中に購入された対象品目における配送サービスの利用料(配送料)</p> <p>➤ ただし、3,000円(税込)以上の対象商品を配送する場合に限る。</p> <p>➤ また、交付決定以降に着手され、補助事業の実施期間中(最長2月26日まで)に発生したのものに限る。</p>
---------------------------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ なお、補助対象経費に掲げる経費のうち、国や県、他の市町村から同様の助成を受けている場合は、当該経費は補助の対象外とする。
② 補助金の交付決定通知を受ける前に注文を受け、交付決定通知後に発送する商品については補助の対象になるか【7/10 追加】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助金の交付決定通知日が事業の開始日となるため、交付決定前に注文を受けた分については、発送が交付決定後であっても補助の対象とはならない。 ➤ あくまで、決定通知日以降に受注したものが対象となる。
③ 配送が数ヵ月先となる注文(例:7月時点における12月のルレクチエの予約注文)も補助の対象となるか【7/10 追加】 【9/19 変更】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 該当商品の注文を受けた日から起算して、1ヶ月以内に商品を発送するものに限り補助の対象とする。(9/19 受注分から適用。それ以前の注文分は2週間以内の発送が条件) ➤ (理由) 予算に限りがあることから、数ヵ月先の受注分まで対象にすると、お客とのトラブルや予算の適正な執行・管理に支障がでる恐れがあるため。 ➤ <<考え方>> 9月19日受注分 →1ヶ月後の10月18日までに発送するものに限り補助の対象とする 9月20日受注分 →1ヶ月後の10月19日までに発送するものに限り補助の対象とする (以降同様)
④ 自社の所有するトラックなどで配送したのも対象となるか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 配送は、日本郵便、ヤマト運輸、佐川急便等の宅配事業者等を活用した場合に限るため、対象外。
⑤ 化粧箱など包装資材代も含めてよいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 原則、包装などの資材料は対象外とする。 ➤ ただし、商品として一体となっており、分けることが困難な場合は、含めた価格でも可とする。
⑥ 代引き(代金引換)の場合、代引き手数料は補助に含むか【7/10 追加】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 送料そのもの以外にかかる手数料などは対象外とする。
⑦ 他の割引券や割引サービスとの併用は可能か【9/29 変更】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 他の割引券やギフト券等との併用は不可とする。 ➤ ただし、新型コロナウイルス関連の経済対策の一環として、新潟市が発行した「プレミアム付き商品券(地域のお店応援

	<p>商品券)」については、同商品券の利用が可能な登録店舗に限り、例外として併用可とする。</p> <p>➤ 補助事業者が自ら値引きやセット販売などを行った商品で値引き後の価格が3,000円(税込)以上の場合は対象となる。</p>
⑧ 楽天などに出店し販売した場合、楽天ポイントなどを利用し購入する客もいるが、ポイントの利用は可か【7/10追加】	➤ 店側に3,000円以上の商品代金が入金されていることが確認できれば、ポイントの利用は妨げない。
⑨ 購入者が新潟市民以外でもよいか	➤ 購入者が市民以外も対象とする。
⑩ 配送先が海外でも対象となるか	➤ 対象となるが、上限を超える分は購入者の負担となる。
⑪ クール便も補助の対象に含まれるか【7/10追加】	➤ クール便も対象に含まれる。

【補助金の額および補助限度額】

① 対象経費に対する補助率は	<p>➤ 定額とし、1件の配送につき1,500円(税込)を上限に、予算の範囲内で交付する。</p> <p>➤ ただし、配送物、配送先、配送金額が確認できる場合に限ることとし、記録が残っていないものは対象外とする。</p>
② 送料が1,500円(税込)を超える場合は、対象外となるのか	➤ 補助金の上限は1,500円なので、1,500円を超える分は購入者が負担する。
③ 1人で数十件も配送する場合、まとめてではなく配送先ごとに個別に判断すべきか【7/10追加】	➤ 1つの配送先につき最大1,500円まで送料を補助する事業であるため、まとめてではなく、配送先ごとに1件1件個別に判断する。
④ 予算の範囲内とはいくらまでか	➤ 本事業の予算額は5千万円であるため、補助の上限の1,500円で約34,000件まで対応可能。

⑤ 予算を超えた場合、補助金はもらえないのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本市からの連絡が到着する前に販売したものについては対象に含め、補助金を交付する。 ➤ 本市からの連絡後に販売したものについては、対象外となる。
------------------------	--

【4. 経過報告・事業の終了】

① 予算の上限に達し次第終了ということだが、どの様にして利用状況を把握するのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 月締め、あるいは週締めで参加店舗に利用状況について報告をお願いする予定。 ➤ 盆暮れや彼岸など需要期にはより細かく利用状況を確認する予定。
② 予算の上限に達し、年度末を待たずに終了となった場合、どのように連絡があるのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 本市から電話やファックス、メール等で連絡する。 ➤ なお、終了後であっても、本市からの連絡がつく前に販売してしまったものについては、補助金の交付対象とする。
③ 補助事業を途中で中止する場合はどうしたらよいか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 補助事業の内容を変更または補助事業を中止する場合は、事前に市長の承認を受ける必要があるため、速やかに相談すること。

【5. 補助金の申請方法】

① 補助事業の申請にあたり必要な提出物は何か	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請にあたり必要な提出書類は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書(別記様式第1号) (2) 事業実施計画書(別記様式第2号) (3) 商業登記簿謄本の写し(法人の場合) 農業所得証明書等の写し(個人事業主の場合) (4) 定款・規約等(法人・団体の場合) (5) 暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書 (別記様式第3号)
② 同一事業者が複数店舗で実施する場合、店舗ごとに提出が必要か	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 同一事業者が複数店舗で実施する場合は、本社又は代表者が、実施するすべての店舗の実施計画書を添えて、代表して提出すること。 ➤ 実績報告書についても、店舗ごとに実績報告書を作成し提出すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 上記の場合、補助金の振り込みは本社など一つの口座に一括して振り込まれる。 ➤ 店舗ごとに補助金の支払い(振込み)を希望する場合は、面倒でも店舗ごとに交付申請書を作成し提出すること。
<p>③ 自社のオンラインショップおよび楽天、ヤフーなどに出店し開設している場合、オンラインショップ毎に実績報告書を提出する必要があるか</p> <p>【7/10 追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ インターネットショッピングモールへの出店も含め、複数のオンラインショップを運営している場合、事業終了後、①自社サイト(開設)、②楽天(出店)、③ヤフー(出店)などオンラインショップ毎に実績報告書を提出すること。
<p>④ 申請はオンライン申請やメールでもよいか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 申請は押印のある書面の提出が必要なため、郵送もしくは持参にて申請書類を提出すること。 ➤ なお、郵送の場合は簡易書留など郵便物の追跡ができる方法で送付すること。
<p>⑤ 交付申請後、いつ補助事業を開始できるのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交付申請受理後、市で書類の審査を行い、不備等がなければ速やかに交付決定を行う。 ➤ 交付決定の通知後、補助事業を開始できる。
<p>⑥ 実績報告書はどの様式を使うのか</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 事業実施計画書(別記様式第2号)に実績を上書きするかたちで記載し、実績報告書に変えること。
<p>⑦ 実績報告書に添付する事業実績を説明する資料とは、どのような書類か</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 宅配事業者の配送伝票や契約書、請書、領収書など ➤ 売上日報や日誌、入金伝票など ➤ 事業者により日頃扱う帳簿類の様式が異なるため、統一のフォーマットは用意しない。 ➤ また、提出された書類は返却しない。 ➤ なお、書類審査においてこれらの証拠書類に不備がみとめられる場合には、補助対象外経費として扱う。
<p>⑧ 実績報告書の添付書類として、複写した「配送伝票」と店舗レジ発行のレシートでよいか</p> <p>【7/10 追加】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 記載されている内容によるため、心配がある場合は問い合わせるなどして事前に確認すること。

<p>⑨ 自社で発行するレシートや伝票上の商品単価が税抜き表記になっているが問題ないか</p> <p>【7/10 追加】</p>	<p>➤ 税抜き表示であることが明記されていれば問題ない。</p>
<p>⑩ 店舗側が控える配送伝票(送り状)に配送先の住所が消されている場合があるが、どうすればよいか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 配送伝票等に配送先の記載がない場合は、店舗の方で「県外」、「県内」、「市外」の別を手書きで記載しておくこと。</p>
<p>⑪ 配送業者からの請求書は月ごとにまとめてであり、補助の対象と対象外が混在しているが確認書類として提出しても問題ないか【7/10 追加】</p>	<p>➤ 補助の対象となる配送料がどれなのか手書きでマークをつけるなりして確認できる状態であれば、補助対象外の料金が混在していても問題ない。</p>
<p>⑫ 水産物(加工品含む)の場合は「新潟市産であることの証明も必要」とは、具体的にどのような資料か【7/10 追加】</p>	<p>➤ 新潟市の漁業者(漁協組合員)が水揚げした水産物であることがわかる書類を添付すること</p> <p>➤ (例)新潟漁業協同組合新潟支所のセリ等で水産物の仕入れをされる事業者(仲買人・買参人)の場合は、漁協が発行する「買上明細書」の写しなど</p>
<p>⑬ 実績報告書はいつまでに提出か</p>	<p>➤ 事業完了後速やかに提出すること。</p> <p>➤ 事業終了後1ヶ月を超えることがないようにすること。</p>
<p>⑭ 補助金の交付は口座振り込みで行われるのか</p>	<p>➤ 口座振り込みにて交付する。</p>
<p>⑮ 補助金交付のタイミングはいつ頃か</p>	<p>➤ 事業完了後となるため、遅くて年度末となる。</p>
<p>⑯ 立替の負担が大きい。もっと早く補助金の交付が受けられないか</p>	<p>➤ 市の制度上、補助金の都度払いができず、事業完了後のお支払いとなる。</p>
<p>⑰ 経理等の書類はいつまで保存する必要があるか。</p>	<p>➤ 国の交付金を活用した事業のため、国による会計検査の対象となる場合があることから、経理等の証拠書類は整理し、終了後5年間保存すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ➤ また、資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。
⑱ 保存すべき経理等の書類とは何か	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 交付申請書、交付決定通知書、実績報告書、額の確定通知書 ➤ 帳簿、日誌、受払簿、通帳、カタログ、仕様書、見積書、契約書、請書、発注伝票、納品書、検収調書、請求書、銀行振込伝票、領収書等およびこれらのデータ ➤ 決算関係書類等 ➤ なお、書類審査において、事業計画書、実績報告書、実際の事業結果それぞれについて相違があると認められる場合には、補助対象外となる。

【6. 広報・宣伝】

① 事業対象店舗であることはどのように市民にお知らせするのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市のホームページに掲載する予定。 ➤ また、対象店であることを示すポスターを参加店舗に1～2枚程度配付するので、商品付近やレジ回り等、目につく場所にポスターを掲示すること。 ➤ なお、各店における積極的なPRも行うこと。
② 予算の上限に達し、年度末を待たずに終了となった場合、どのように市民にアナウンスするのか	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市のホームページや SNS 上でお知らせする予定。 ➤ また、あらかじめ終了をお知らせするステッカーを参加店舗に配付するので、市から終了の連絡があった場合は、①のポスターの上に貼り掲示すること。
③ 店頭における表示について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 市が作成するポスターを掲示し、市の補助事業により送料の負担軽減サービスを実施している旨を一般消費者にわかるように表示すること。 ➤ また、補助事業者は独自にPOPを作成する等、積極的なPRに努めること。
④ チラシを自社で作成し、DMで顧客宛てに送りたい【7/10 追加】	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 自社で独自にチラシを作成しても構わないが、送料補助が事業終期を待たず早めに終了する場合があることを明記すること。